

第 5 章 子ども・子育て支援の事業の展開

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

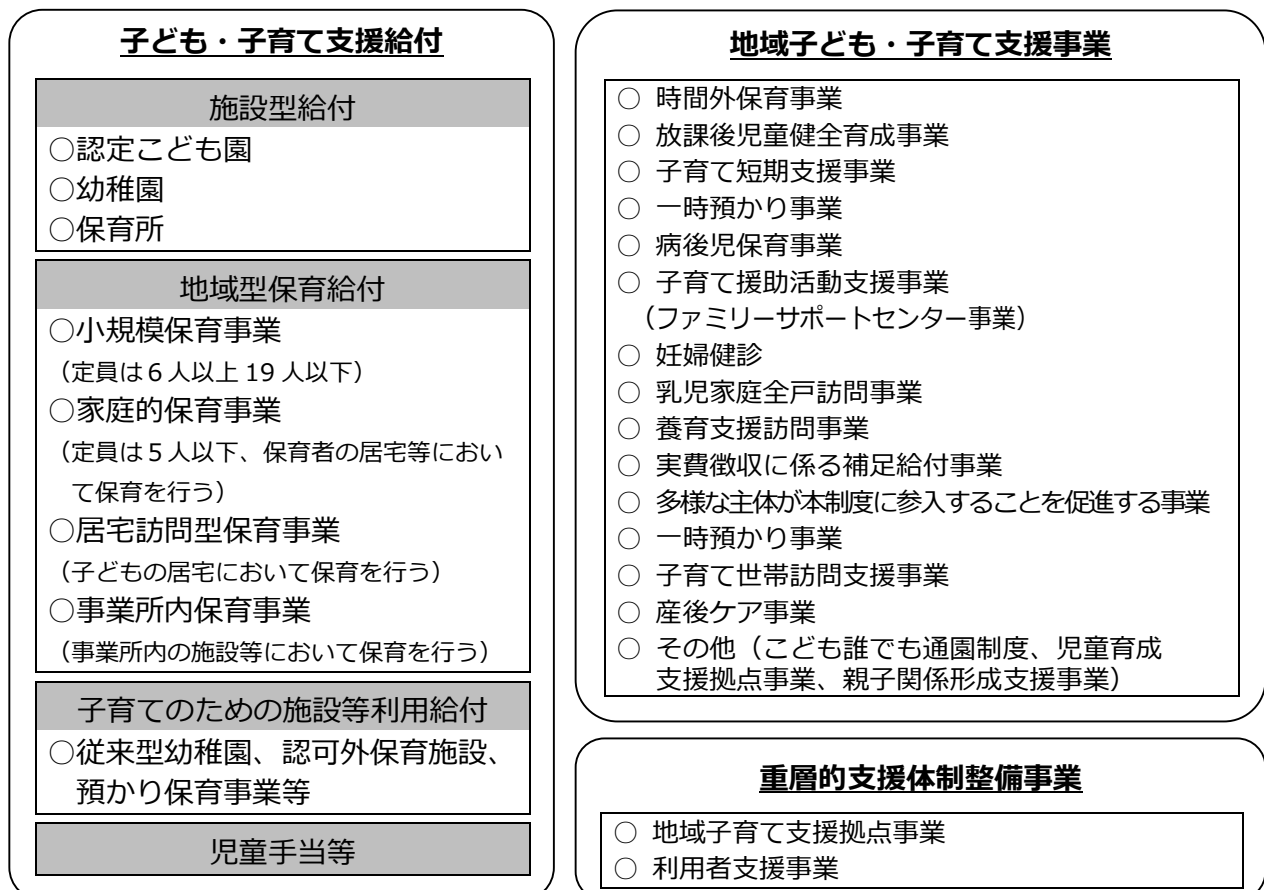
本市においては、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析等をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案し、教育・保育提供区域を 1 区域に設定します。

2. 量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握したうえで、第 2 期計画に引き続き、5 年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制について、確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和 5 年度に実施した「第 3 期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ、量の見込みを設定し、今後 5 年間の施設整備、事業の方向性等を考慮し、確保の内容を設定しています。

【子育て支援の「給付」と事業の全体像】



3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等

(1) 前提となる事項

市内に居住する0～5歳の子どもについて、現在の保育所、幼稚園、認定こども園の利用状況にアンケート調査等から把握した利用希望を加味し、令和7年度から令和11年度までの幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

確保方策の設定にあたっては、待機児童を出さないことを前提とします。

【認定区分と提供施設】

認定区分		保育の必要性	対象施設・事業	認定に要する保育必要量
1号	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
2号		あり	保育所、認定こども園	保育短時間
3号			保育所、認定こども園、地域型保育事業	保育標準時間
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園、特別支援学校等	不要
新2号	3～5歳児	あり	認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業	保育短時間
新3号	0～2歳児			保育標準時間



4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

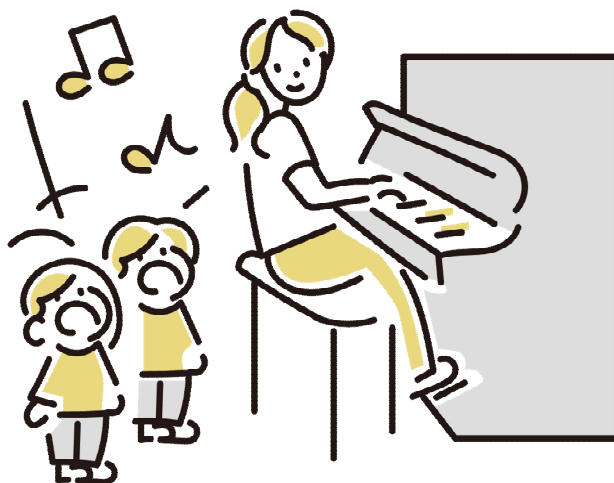
《第3期計画 P.66》

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		令和5年度(実績)			令和7年度				
		1号	2号	3号	1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み (必要利用定員総数)		262 (261)	887 (872)	578 (510)	231	851	117	234	263
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	409	862	491	343	816	99	198	244
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		147	▲25	▲87	112	▲35	▲18	▲36	▲19

(単位：人)		令和8年度					令和9年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み (必要利用定員総数)		221	811	114	236	257	211	777	111	230	260
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	343	813	102	200	242	343	813	102	200	242
	地域型保育事業	0	0	4	2	2	0	0	4	2	2
差(②-①)		122	2	▲8	▲34	▲13	132	36	▲5	▲28	▲18

(単位：人)		令和 10 年度					令和 11 年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み (必要利用定員総数)		201	735	108	223	253	198	726	105	217	245
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	343	813	102	200	242	343	813	102	200	242
	地域型保育事業	0	0	4	2	2	0	0	4	2	2
差 (②-①)		142	78	▲2	▲21	▲9	145	87	1	▲15	▲1



(1) 1号認定<3～5歳>

【事業内容】

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子どもの認定区分
(幼稚園、認定こども園)

【確保の方策】

1号認定については、ニーズの見込量は確保されています。紀見こども園が新設されることで、保護者の教育・保育サービスの選択の幅が広がるとともに、保護者の就労状況の変化に関わらない教育・保育の提供が可能となります。

(2) 2号認定<3～5歳>

【事業内容】

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子どもの認定区分
(保育所、認定こども園)

【確保の方策】

人口の減少に伴い見込み量が減少傾向にあることと、令和7年度より紀見こども園が新設されることで、確保量の不足は徐々に解消される見込みとなります。

(3) 3号認定<0～2歳>

【事業内容】

満3歳未満の保育を必要とする子どもの認定区分
(保育所、認定こども園、地域型保育事業)

【確保の方策】

出生数は減少の傾向にあるものの、共働き家庭が増え、3号認定は増加の傾向にあり、0・1歳児の入園数が増加しています。また幼児教育・保育の無償化を見込んだ1・2歳児からの利用も見受けられます。

確保の内容については、今後数年不足の見込みがありますが、市内各園と調整を図りながら、待機児童を発生させないよう量の確保を図ります。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間（11 時間）の前後 30 分以上において時間を延長して保育を実施します。

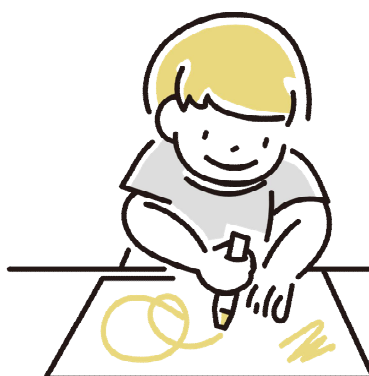
【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	449	538	521	505	484	475
② 確保の内容	1,350	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334
差 (②-①)	901	796	813	829	850	859

【確保の方策】

開所時間（保育標準時間認定）の 11 時間を超えて延長保育を実施している園は、令和 7 年度で公設園 6 園（紀見こども園・三石保育園、橋本・高野口・すみだ・応其こども園）、私立 8 園（みついし・学文路さつき・山田さつきこども園、輝きの森学園、あやの台幼稚園、あやの台・香久の実・橋本さつき保育園）の計 14 園あり、より多様な就労形態等に対応できるようになっています。

今後も引き続き、ニーズに応じた延長保育が的確に提供できる体制を確保していきます。



(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童に対して、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

橋本小学校区

(単位：人)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	79	78	72	70	69	67
②確保の内容	120	80	80	80	80	80
差(②-①)	41	2	8	10	11	13

紀見小学校区

(単位：人)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	104	110	112	109	112	104
②確保の内容	120	120	120	120	120	120
差(②-①)	16	10	8	11	8	16

境原小学校区

(単位：人)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	52	66	68	74	73	74
②確保の内容	80	80	80	80	80	80
差(②-①)	28	14	12	6	7	6

柱本小学校区

(単位：人)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	36	32	28	27	28	25
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差(②-①)	4	8	12	13	12	15

西部小学校区

(単位：人)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	41	38	38	35	32
②確保の内容	80	40	40	40	40	40
差(②-①)	45	▲1	2	2	5	8

学文路小学校・清水小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	26	27	26	26	30	24
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差 (②-①)	14	13	14	14	10	16

隅田小学校・恋野小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	113	120	107	103	95	88
②確保の内容	160	120	120	120	120	120
差 (②-①)	47	0	13	17	25	32

あやの台小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	128	148	150	135	125	121
②確保の内容	120	160	160	160	160	160
差 (②-①)	▲8	12	10	25	35	39

城山小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	116	122	114	104	99	85
②確保の内容	120	120	120	120	120	120
差 (②-①)	4	▲2	6	16	21	35

三石小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	91	104	100	95	93	86
②確保の内容	120	120	120	120	120	120
差 (②-①)	29	16	20	25	27	34

高野口小学校区

(単位：人)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	66	81	95	102	111	114
②確保の内容	120	80	120	120	120	120
差(②-①)	54	▲1	25	18	9	6

応其小学校区

(単位：人)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	63	64	86	95	96	95
②確保の内容	120	80	80	120	120	120
差(②-①)	57	16	▲6	25	24	25

【確保の方策】

令和5年度では、市内14小学校のうち、12小学校において学童保育を実施しました。また、実施していない2小学校については、タクシー等により、近隣の学童保育に通所しました。

利用者の増加が著しい地域において、新たな学童保育を開設するかどうかを含め、教育委員会、学校関係者、学童保育運営団体で協議を行っていきます。また、老朽化の進む専用施設においては、市の財政状況を考慮しつつ、専用施設の建て直しや学校内の空き教室への移動を検討します。

【放課後児童対策パッケージに基づく項目】

●一体型の学童保育及びふれあいルームの令和11年度に達成されるべき目標事業量

市内14小学校すべてにおいてふれあいルームを実施しており、学童保育を利用している児童は、ふれあいルームのプログラムに参加することができます。小学校内で実施している学童保育は、すべて一体型として実施しており、今後も継続して実施します。

●ふれあいルームの令和11年度までの実施計画

ふれあいルームは、市内14小学校すべてで実施しており、今後も継続して実施します。

●学童保育及びふれあいルームの一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

小学校内で実施している学童保育は、すべて一体型として実施しており、今後もこの状態が継続できるよう、学童保育の支援員とふれあいルームのコーディネーターが連携し、プログラムの内容・実施日時等について、検討及び情報共有を図ります。

●小学校の余裕教室等の学童保育及びふれあいルームへの活用に関する具体的な方策

学童保育は、実施校 12 校のうち 10 校で余裕教室、さらにそのうち、放課後のみ 2 校で特別教室を利用して実施しています。ふれあいルームは、特別教室、図書室、体育館等の一時利用で実施しています。今後も学校関係者と協議を行い、積極的な活用に努めます。

●学童保育及びふれあいルームの実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

学童保育に係る業務は教育委員会が補助執行しており、いずれの事業も教育委員会で実施する体制となっています。今後も継続して連携強化に努めます。

●特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

市内の学童保育は、すべて NPO 法人や保護者会等が運営しており、特別な配慮を必要とする児童への対応については、各運営団体で受入の判断を行い、必要に応じて専門的な知識を有する指導員を配置しています。

今後も、利用者の実態等を踏まえたうえで、運営団体と連携し、特別な配慮を必要とする児童を受け入れられるよう努めていきます。

●地域の実情に応じた学童保育の開所時間の延長に係る取組

開所時間及び延長については、学童保育の運営団体が独自に設定しています。現在、学童保育の開所時間はすべて午後 7 時 00 分までとなっており、一部の学童保育で利用者の実態等に応じて午後 7 時 30 分までの延長を行っています。

今後も運営団体と連携して、地域の実情に応じた開所時間の延長を継続していきます。

●学童保育の役割をさらに向上させていくための方策及び利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

学童保育は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を授業の終了後に単に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりなどを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を负っています。市内の運営団体は、その役割を認識し、学童保育での遊び・生活を通じた実現に向けて、創意工夫を図りながら主体的な取組をしています。今後も行政と運営団体とが情報交換、方針確認等を通じて、学童保育の役割向上に努めます。

また、個々の学童保育により違いはありますが、おたよりやホームページ、地域イベントでの啓発等、様々な手段で活動内容の周知を図っています。今後も、情報発信の充実を図れるよう、運営団体と連携していきます。

(3) 子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病や育児疲れなどの理由により家庭での養育が一時的に困難となった児童及び保護者や緊急一時的に保護を必要とする親子を一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：泊数)	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	188	70	70	70	70	70
②確保の内容	300	300	300	300	300	300
差(②-①)	112	230	230	230	230	230

【確保の方策】

保護者の育児疲れや、入院等により利用が増加する場合があります。養育が困難で、児童の保護を要するケースの場合は、児童相談所が一時保護を決定することが多くなっています。

今後も、養育及び保護を要する児童については、児童相談所との連携のもと取り組んでいくことが予想されますが、本事業を積極的に活用し家庭の安定を図るため、事業実施施設等の体制強化を図ります。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場において、子育てのアドバイスや育児への不安等、相談できる環境を提供し、助言やその他の援助を行い子育て支援へとつなげる事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回/月)	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	813	859	847	835	812	789
②確保の内容	1,520	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
差(②-①)	707	461	473	485	508	531

【確保の方策】

令和7年度より市内北部にも子育て支援センターを開設し、9か所に増えた各子育て支援センターはそれぞれ独自の取組があるため、親子は地域を限定せず、自由に市内の子育て支援センターを利用しています。

今後も地域の子育て支援の拠点として相談及び各種支援を行えるよう体制強化を図ります。

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。認定こども園の1号認定子どもを対象にしたものと、それ以外のものがあります。

認定こども園の1号認定子どもを対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外の対象については、理由を問わず、保育所で一時的に子どもを預けることができます。

① 1号認定による一時預かり・2号認定による定期利用

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,843	12,513	11,575	10,707	9,904	9,161
②確保の内容	29,812	14,800	14,800	14,800	14,800	14,800
差(②-①)	19,969	2,287	3,225	4,093	4,896	5,639

② その他の一時預かり(一時保育・トワイライト)

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	825 (822+3)	1,456 (1,436+20)	1,411 (1,391+20)	1,369 (1,349+20)	1,312 (1,292+20)	1,285 (1,265+20)
②確保の内容	2,040	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
差(②-①)	1,215	94	139	181	238	265

※量の見込みは、(一時保育+トワイライト)の数値を入力し、確保の内容は、一時保育1,450とトワイライト100で入力しています。

【確保の方策】

ニーズの見込みに対しては実施施設の拡充も含め、実情に応じた事業の実施に努めます。

(6) 病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり、集団保育等が困難かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に、一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	26	58	58	58	58	58
②確保の内容	580	290	290	290	290	290
差(②-①)	554	232	232	232	232	232

【確保の方策】

現状の施設で確保が可能であると考えられますが、今後も市内保護者への啓発に努めるとともに、事業実施園と協議の上、サービスの提供方法について検討を進めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、子育てのサポートをしてほしい方（依頼会員）とサポートできる方（提供会員）が互いに会員登録をし、センターの橋渡しにより、様々な育児の手助けを行う事業を実施します。また、妊娠中の方も含め、家事援助のサポートも行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：件)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,031	992	992	992	992	992
②確保の内容	1,036	1,146	1,146	1,146	1,146	1,146
差(②-①)	5	154	154	154	154	154

【確保の方策】

より安心安全な援助活動を行うため、提供会員へのスキルアップ研修を実施するとともに、おためし体験等の取組により、センターの機能強化や制度の周知、提供会員の増員に努めます。

(8) 利用者支援事業

①こども家庭センター型

【事業内容】

すべての妊産婦や子育て家庭が、地域子ども・子育て支援事業や教育・福祉施設等を円滑に利用できるよう、身近な相談場所として情報提供や助言等必要な支援を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用者支援機能を果たすため、日常的に地域の様々な子育て支援関係者及び関係課・関係機関との連携に努め、個々の家庭に応じた多様なニーズに対応できるよう支援体制を整備し、切れ目のない支援を提供します。

②妊娠等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
妊娠届出数(件)	-	302	287	273	258	243
面談実施合計(回)	-	702	669	637	602	567
②確保の内容	-	906	861	819	774	729
差(②-①)	-	204	192	182	172	162

※面談回数は1組2回+希望により1回追加(妊娠届出数の1/3)

※確保の内容は面談回数1組3回で計算

【確保の方策】

利用者支援機能を果たすため、面談希望日を予約受付し、専門職員がニーズの聞き取りを実施し、必要なサービスの情報提供を行います。また、必要に応じて、医療機関や関係機関と連携し、切れ目ない支援を提供します。

(9) 妊産婦健診

【事業内容】

妊婦及び産婦の健康の保持・増進を図るため、妊娠期間中～産後1か月の間で、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	290	302	287	273	258	243
②確保の内容	441	368	368	368	368	368
差(②-①)	151	66	81	95	110	125

【確保の方策】

安心して妊娠・出産につながられるよう、早期届出について啓発に努めます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	144	249	235	212	209	196
②確保の内容	326	277	262	248	233	218
差(②-①)	182	28	27	36	24	22

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施するとともに、母子保健推進員の活動について啓発を充実することで勧奨に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	17	60	60	60	60	60
②確保の内容	320	300	300	300	300	300
差(②-①)	303	240	240	240	240	240

【確保の方策】

要保護児童対策地域協議会等を通じ、養育支援が必要であると判断された家庭に対して、訪問支援を実施し、利用者のニーズに応じて、子育て世帯訪問支援事業などと組み合わせ、支援が途切れないようきめ細かな支援に努めます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	100	100	100	100	100
②確保の内容	-	300	300	300	300	300
差(②-①)	-	200	200	200	200	200

【確保の方策】

こども家庭センターに入る相談や関係課・関係機関からの情報提供、ケース会議等の支援方針により、支援の必要性の高い対象者へ確実に支援が行えるよう事業の整備に努めます。

(13) 産後ケア事業

【事業内容】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図り、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整える事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	127	120	108	107	100
②確保の内容	-	200	200	200	200	200
差(②-①)	-	73	80	92	93	100

【確保の方策】

支援を必要とする母子が適切なサービスを受けられるよう、着実に事業を実施するとともに、事業の存在や利用方法について周知に努めます。

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠のなかで就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所・認定こども園等を利用できる制度です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	0歳児 1	0歳児 1	0歳児 1	0歳児 1
			1歳児 2	1歳児 1	1歳児 1	1歳児 1
			2歳児 1	2歳児 1	2歳児 1	2歳児 1
②確保の内容	-	-	0歳児 2	0歳児 2	0歳児 2	0歳児 2
			1歳児 2	1歳児 2	1歳児 2	1歳児 2
			2歳児 2	2歳児 2	2歳児 2	2歳児 2
差(②-①)	-	-	2	3	3	3

【確保の方策】

公設公営紀見こども園において、保護者の働き方にかかわらず、未就園児の受入れにより同年代の子どもと触れ合う機会を提供し、保護者の不安感や孤立感を軽減するよう支援に努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐ等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	10	20	20	20
②確保の内容	-	-	20	20	20	20
差(②-①)	-	-	10	0	0	0

【確保の方策】

支援を必要とする児童に適切なサービスを提供し、状態の改善につながるように事業所・関係機関と連携した体制整備に努めます。

(16) その他

① 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

地域の実情を勘案しながら実施を検討します。

② 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を図ります。

③ 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【確保の方策】

地域の実情を勘案しながら実施を検討します。